

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現行
<p>Ⅲ 系統金融機関の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－１ 一般的な事務処理</p> <p>Ⅲ－１－６ 災害における金融に関する措置（災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法関係）【共通】</p> <p>(1) 災害地に対する金融上の措置</p> <p>災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 36 条第 1 項に基づく金融庁防災業務計画及び農林水産省防災業務計画並びに武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第 33 条第 1 項及び第 182 条第 2 項に基づく金融庁国民保護計画及び農林水産省・林野庁・水産庁国民保護計画において、金融に関する措置が規定されている。こうしたことから、災害（災害対策基本法第 2 条第 1 号に規定する災害又は国民保護法第 2 条第 4 項に規定する武力攻撃災害若しくは国民保護法第 183 条に規定する緊急対処事態における災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、農林水産省及び金融庁は、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、系統金融機関に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、利用者及び職員の安全に十分配慮した上で、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。</p> <p>① 災害関係の融資に関する措置</p> <p>系統金融機関において、<u>災害等の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、融資審査手続の簡便化、融資の迅速化、既存融資にかかる返済猶予等の貸付条件の変更等、災害等の影響を受けている利用者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ず</u></p>	<p>Ⅲ 系統金融機関の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－１ 一般的な事務処理</p> <p>Ⅲ－１－６ 災害における金融に関する措置（災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法関係）【共通】</p> <p>(1) 災害地に対する金融上の措置</p> <p>災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 36 条第 1 項に基づく金融庁防災業務計画及び農林水産省防災業務計画並びに武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第 33 条第 1 項及び第 182 条第 2 項に基づく金融庁国民保護計画及び農林水産省・林野庁・水産庁国民保護計画において、金融に関する措置が規定されている。こうしたことから、災害（災害対策基本法第 2 条第 1 号に規定する災害又は国民保護法第 2 条第 4 項に規定する武力攻撃災害若しくは国民保護法第 183 条に規定する緊急対処事態における災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、農林水産省及び金融庁は、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、系統金融機関に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、<u>以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。</u></p> <p>① 災害関係の融資に関する措置</p> <p>系統金融機関において、<u>災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続の簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずることを要請する。</u></p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現行
<p>ることを要請する。</p> <p>② 預貯金等の払戻し及び中途解約に関する措置</p> <p>ア 系統金融機関において、預貯金通帳、届出印鑑等を焼失又は<u>流失等した被災者等</u>については、<u>被災状況等を踏まえた簡易な確認方法をもって預貯金払戻しに</u>応ずることを要請する。</p> <p>イ 系統金融機関において、<u>事情によっては</u>、被災者等に対して、定期預貯金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に<u>応ずる等の適宜の措置を講ずることを要請する</u>。</p> <p>③ 手形交換、休日対応等に関する措置</p> <p>系統金融機関において、災害時における手形交換又は不渡処分、系統金融機関の休日対応又は平常時間外の対応についても適宜配慮することを要請する。</p> <p>また、窓口における対応ができない場合であっても、<u>現金自動預貯払機等において預貯金の払戻しを行う等、被災者等の便宜を考慮した措置を講ずることを要請する</u>。</p> <p>④ 業務停止等における対応に関する措置</p> <p>系統金融機関において、窓口業務停止等（以下「業務停止等」という。）の措置を講じた<u>店舗名等及び</u>継続して現金自動預貯払機等を稼働させる店舗名等を、<u>速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、利用者</u>に周知徹底するよう要請する。</p>	<p>② 預貯金等の払戻し及び中途解約に関する措置</p> <p>ア 系統金融機関において、預貯金通帳、届出印鑑等を焼失又は<u>流失した預貯金者</u>については、<u>り災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって災害被災者の預貯金払戻しの利便を図ることを要請する</u>。</p> <p>イ 系統金融機関において、<u>事情やむを得ないと認められる災害被災者等</u>に対して、定期預貯金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に<u>応ずる等の適宜の措置を講ずることを要請する</u>。</p> <p>③ 手形交換、休日対応等に関する措置</p> <p>系統金融機関において、災害時における手形交換又は不渡処分、系統金融機関の休日対応又は平常時間外の対応についても適宜配慮することを要請する。</p> <p>また、窓口における対応ができない場合であっても、<u>利用者及び職員の安全に十分配慮した上で現金自動預貯払機等において預貯金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずることを要請する</u>。</p> <p>④ 業務停止等における対応に関する措置</p> <p>系統金融機関において、窓口業務停止等（以下「業務停止等」という。）の措置を講じた<u>場合、業務停止等並びに</u>継続して現金自動預貯払機等を稼働させる店舗名等を、<u>ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者</u>に周知徹底するよう要請する。</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現行
<p>(2) 南海トラフ地震の事前避難対象地域内外における金融上の諸措置 南海トラフ地震防災対策推進基本計画により国は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「巨大地震警戒」という。）が発表された場合における預貯金の払い戻し、平常時間外営業等金融機関がとるべき措置についての指導方針等を定めることとされている。</p> <p>ただし、信用事業における事務処理については、機械化とその無人サービス網の普及等により、地域的に分断して対応することが困難であることから、南海トラフ地震への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、系統金融機関に対し、<u>利用者及び職員の安全に十分配慮した上で、</u>以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。</p> <p>① 事前避難対象地域内に本所・本店、支所・支店（事務所）等の事業所を置く系統金融機関の巨大地震警戒発表時における対応について</p> <p>ア 業務時間中に巨大地震警戒が発表された場合には、系統金融機関において、本所・本店、支所・支店（事務所）等の事業所の窓口における業務は普通預貯金（総合口座を含む。以下同じ。）の払戻業務以外の業務は停止するとともに、その後、店頭の利用者の輻輳状況等を的確に把握し、平穩裡に窓口における普通預貯金の払戻業務も停止し、併せて、窓口業務停止の措置を講じた旨を取引者に周知徹底するよう要請する。ただし、この場合であっても、同地の日本銀行本支店や警察等と緊密な連絡を取りながら、<u>現金自動預貯払機等において預貯金の払戻</u></p>	<p>(2) 南海トラフ地震の事前避難対象地域内外における金融上の諸措置 南海トラフ地震防災対策推進基本計画により国は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「巨大地震警戒」という。）が発表された場合における預貯金の払い戻し、平常時間外営業等金融機関がとるべき措置についての指導方針等を定めることとされている。</p> <p>ただし、信用事業における事務処理については、機械化とその無人サービス網の普及等により、地域的に分断して対応することが困難であることから、南海トラフ地震への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、系統金融機関に対し、<u>以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。</u></p> <p>① 事前避難対象地域内に本所・本店、支所・支店（事務所）等の事業所を置く系統金融機関の巨大地震警戒発表時における対応について</p> <p>ア 業務時間中に巨大地震警戒が発表された場合には、系統金融機関において、本所・本店、支所・支店（事務所）等の事業所の窓口における業務は普通預貯金（総合口座を含む。以下同じ。）の払戻業務以外の業務は停止するとともに、その後、店頭の利用者の輻輳状況等を的確に把握し、平穩裡に窓口における普通預貯金の払戻業務も停止し、併せて、窓口業務停止の措置を講じた旨を取引者に周知徹底するよう要請する。ただし、この場合であっても、同地の日本銀行本支店や警察等と緊密な連絡を取りながら、<u>利用者及び職員の安全に十分配慮した上で</u></p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現行
<p>しを継続する等、居住者等の日常生活に極力支障を来さないような措置を講ずることを要請する。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 休日、開店前又は閉店後に巨大地震警戒が発表された場合には、発災後の金融業務の円滑な遂行の確保を期すため、系統金融機関において窓口業務の開始又は再開は行わないよう要請する。ただし、この場合であっても、同地の日本銀行本支店や警察等と緊密な連絡を取りながら、<u>現金自動預貯払機等の運転は継続する等、居住者等の日常生活に極力支障を来さないような措置を講ずることを要請する。</u></p> <p>エ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>現金自動預貯払機等において預貯金の払戻しを継続する等、居住者等の日常生活に極力支障を来さないような措置を講ずることを要請する。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 休日、開店前又は閉店後に巨大地震警戒が発表された場合には、発災後の金融業務の円滑な遂行の確保を期すため、系統金融機関において窓口業務の開始又は再開は行わないよう要請する。ただし、この場合であっても、同地の日本銀行本支店や警察等と緊密な連絡を取りながら、<u>利用者及び職員の安全に十分配慮した上で現金自動預貯払機等の運転は継続する等、居住者等の日常生活に極力支障を来さないような措置を講ずることを要請する。</u></p> <p>エ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(3) (略)</p>

附 則

この通知の改正は、令和6年7月10日から適用する。